別紙

1 令和6年度決算に基づく山北町の健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	11. 4	5. 0
(15.00 未満)	(20.00 未満)	(25.0 未満)	(350.0 未満)

[R5 11.6] [R5 4.8]

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率 又は将来負担比率が算定されない場合は「一」。
- (2) () 内は山北町における早期健全化基準。
- 2 令和6年度決算に基づく山北町の公営企業の資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
山北町水道事業会計	(20 未満)
山北町下水道事業会計	(20 未満)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「一」。
- (2) () 内は山北町における経営健全化基準。